

## 刀領談

本紙客員論説委員 下條正男



しもじょう・まさお 長野県出身。国学院大学院博士課程修了。1999年から拓殖大教授を務め、昨年3月末で退官。現在は本紙客員論説委員のほか、島根県立大と東海大の客員教授。島根県の第5期竹島問題研究会の座長を務める竹島研究の第一人者。71歳。

ロシアによるウクライナ侵攻が始まって、間もなく2カ月。この間、国際社会の枠組み(パラダイム)が大きく転換した。その中で日本がどのように生き残っていくべきなのか、直面する課題は多い。

昨今の国際情勢は、日本国憲法の前文で、日本がいかに「平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意したとしても、それは正反対の方向に進みつつあるからだ。憲法が謳うように、現実の国際社会は「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めてはいない。

このような時にこそ、国連が率先して問題解決に努めるべきだが、機能不全に陥っている。常任理事国であるロシアが南樺太と千島列島、それに北方四島を占拠し、もう一つの常任理事国である中国は虎視眈々と尖閣諸島を狙っている。さらに国際連合憲章では、日本国を敵国条項で敵国として規定し続け、その安保理(国際連合安全保障理事会)の常任理事国であるロシアが今まさに「専制と隷従、圧迫と偏狭」の先導役を果たしている。

「専制と隷従、圧迫と偏狭」を除去し、日本が「名誉ある地位を占めたいと思ふ」のなら、それ相応の準備と覚悟がいる。果たして

## 政治不在の日本



沖縄県・尖閣諸島の魚釣島周辺で、海洋調査船の警護に当たる海上保安庁の巡視船(右)。左は中国海警局の船＝1月31日午前(石垣市提供)

# まずは竹島問題解決を

今の日本に、それだけの胆力と戦略があるだろうか。

### ■外交姿勢に起因

一方、中国による尖閣諸島周辺での挑発行為は、2010年の秋ごろから表面化した。それとともに日本国内では「憲法9条」を含めた改憲論議が活気づき、今回のウクライナ情勢を機に、改憲論議に拍車がかかった。

中国海警局の公船による尖閣諸島周辺での挑発行為が10年以上も続く中、「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久に放棄」した現行の憲法では、一触即発の事態に対処できないからだ。

だが、憲法の改正だけでは挑発を続ける中国を排除

ロシアと中国が動くのはその後である。ロシアのガルーシン駐日公使(現大使)は05年6月、「ソ連の対日参戦はソ連の正義の戦いで」、「ソ連軍による北方領土占領」は「日本軍国主義の侵略行為の帰結」と述べ、北方領土問題を領土問題から歴史問題に転換した。これがその後、ロシアの公式見解となった。翌年4月には、中国の国家海洋局局長が竹島問題に対する韓国政府の対応を評価する

し、ロシアが侵奪した領土の奪還には結びつかない。中国政府が尖閣諸島に対する領土的野心を露骨にし、ロシア政府が北方領土問題などで強硬な態度を示すことになったのは、竹島問題で示した日本政府の外交姿勢に起因しているためだ。

### ■領土から歴史へ

島根県議会が「竹島の日」条例を定めたのは、1994年に国連海洋法条約が発効し、竹島問題を解決する機会が訪れていたが、日本外交はそれを生かすことができなかったからだ。

そこで2005年3月、県議会が「竹島の領土確立」を求めると、日本政府はその条例の成立を阻止しようとしたのである。

中で、尖閣侵奪の意志を示している。中口は、竹島問題を解決する意志のない日本政府を見て、政府には胆力がないと看破したのである。その日本が憲法を改正して、何をしようというのだろうか。それに残念なことに、日本政府の尖閣研究では中国側の主張を論破できておらず、中国側では、尖閣諸島を中国領と誤認したままである。その状態で憲法改正を急げば、中国では日本の軍国主義化と誤解する。

国際状況も考えずに憲法改正に固執する日本では、「名誉ある地位」を占めることはできない。日本外交を時代に即したものに变えるには、竹島問題を解決してからでも遅くはない。